Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年10月28日九 州 地 方 整 備 局 熊本河川国道事務所

雪のシーズン到来にむけて

令和4年度 除雪出発式 立ち往生車両の移動訓練

を開催します

阿蘇地区における冬期の道路交通の確保ならびに除雪・融雪作業の安全な実施に向けて、令和4年度の「除雪出発式」及び「車両立ち往生を想定した移動訓練」を開催します。

記

- 1. 開催日時 令和4年11月29日(火)13時30分~
- 2. 場 所 熊本河川国道事務所 阿蘇国道維持出張所
- 2. その他 内容等は別紙を参照下さい。 駐車場確保のため、取材を希望される場合は、 別紙2にて事前にご連絡下さい。



出発式参加車両



大雪での牽引 (H30年1月)

問い合わせ先

- ◆国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 総括保全対策官 沼田 英昭(ぬまた ひであき) 道路管理第一課長 藤井 智洋(ふじい ともひろ) TEL: 096-382-0617(直通)
- ※ 閉庁時(17:15~8:30)は、代表電話へご連絡をお願い致します。 TEL:096-382-1111(代表)

■ 目的

熊本と大分を結ぶ幹線である国道57号は山間部を通過しているため、冬季には積雪する場合があります。その中でも特に、阿蘇外輪山に位置する滝室坂地区は、急なカーブや坂道が連続しており、積雪した場合には立ち往生車両が発生する可能性が高くなっています。

熊本河川国道事務所では、大雪による国道57号等の通行止めを防ぐため、 冬季に24時間体制での監視や除雪・融雪作業を行います。

これから、雪のシーズンを迎えるにあたり、除雪・融雪作業を行う職員及び 各企業の士気を高め、関係機関との連携を緊密にするため、除雪出発式を行い ます。

また、降雪による立ち往生車両が上下車線をふさいだことで交通障害が発生 したという想定で、災害対策基本法(別紙1)を適用した立ち往生車両の移動 訓練を実施します。

■参加機関

<除雪出発式>

阿蘇市

阿蘇警察署

国土交通省 熊本河川国道事務所

国道57号阿蘇地区 除雪•融雪作業担当各社

<立ち往生車両の移動訓練> 国土交通省 熊本河川国道事務所

■ 内容

<除雪出発式>

- 1 安全宣言
- 2 除雪機械安全点検
- 3 除雪機械出発

<立ち往牛車両の移動訓練>

1 降雪により立ち往生した車両の移動訓練

■ その他

- 1 取材・撮影を希望される場合は、駐車場の確保のため、恐れ入りますが、別紙2「送信票」を11月17日(水)までに、 熊本河川国道事務所道路管理第一課までFAXにてお送りい ただきますようお願いいたします。
- 2 ご参加にあたっては新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のご協力をお願いします。(別紙3)

■ 会場位置図

熊本河川国道事務所 阿蘇国道維持出張所 熊本県阿蘇市ーの宮町宮地2628



●災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による<u>放置車両対策の強化</u>に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、 緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- 一方、道路法に基づく<u>放置車両対策</u>は、非常時の対応としては制約があるため、<u>緊急時の災害</u> 応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。





法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための 放置車両対策(災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、<u>道路管理者は、区間を指定</u>して以下を実施。

- ・<u>緊急車両の妨げとなる車両の運転者等</u> に対して移動を命令
- 運転者の不在時等は、<u>道路管理者自ら</u> 車両を移動

(その際、<u>やむを得ない限度での破損</u>を 容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、 道路管理者は、<u>他人の土地の一時使用、</u> <u>竹木その他の障害物の処分</u>が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・<u>国土交通大臣は、地方公共団体に対し、</u>1の措置について<u>指示が可能</u> (都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)
- ※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



車両移動のための具体的方策 (例:ホイールローダーによる移動)

(別紙2)

令和 年 月 日

(送信票)

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 道路管理第一課 宛 (FAX 096-382-0620)

令和4年度 熊本河川国道事務所除雪出発式 出席者報告書 立ち往生車両の移動訓練

開催日:11月29日(水) 13:30~

機関名	参加(来場) 人数	車種等	代表者連絡先
	名	台	所属(部署)
		(車種)	氏名
		(ナンバー)	連絡先(住所・TEL・FAX)

- ※手書きの記入で結構です。
- ※当日の取材などについては、係員の指示に従い所定の場所に駐車をお願いします。 駐車場の位置は、駐車場案内にてご確認ください。
- ※11月18日(金)までにFAXにて送付をお願いします。
- ※別紙「新型コロナウィルス感染防止対策へのご協力依頼」を確認ください。

○新型コロナウィルス感染防止対策へのご協力依頼

取材にあたり、新型コロナウィルスの感染防止対策として、以下の内容について、ご協力をお願いします。

- 1. 当日、発熱がある場合や具合が悪い場合には、取材を控えて頂きますようお願いします。
- 2. 会場へお越しになられましたら、速やかに受付にて、参加者ごとに「所属・ 氏名・連絡先」のご記入をお願いします。
- 3. 受付時の検温及び消毒液による手指消毒にご協力をお願いします。検温の 結果、取材をご遠慮頂く場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- 4. 訓練開催日(11月29日)に発熱や感冒などの自覚症状がある方は、取材を控えて頂きますようお願いします。
- 5. 集団感染を防ぐため、取材スタッフは最小限の人数でお願いするとともに、 会場においては「3密回避」など感染症拡大防止にご配慮ください。
- 6. 飛沫感染防止のため、来場時にはマスク等の着用にご協力をお願いします。
- 7. 訓練参加後に、発熱などの症状が出ましたら、必ず担当者までご連絡をお願いします。

く担当者>

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 道路管理第一課

道路管理第一課長 藤井 智洋 道路管理第二係長 野﨑 徹

(電話:096-382-0617)